

## 子ども手当の地方負担に関する決議

地方は、危機的財政状況の中で、血のにじむような行革に取り組み、財源を確保して、住民ニーズに精一杯応えようと必死に努力している。

こうした中、政府は、平成 22 年度の子ども手当の一部として、児童手当法に基づく児童手当を支給するという手段で事実上の地方負担を導入した。

このように、地方財政や地域経済、住民生活に影響を及ぼす事項については、地方に何ら相談がないばかりか、情報さえないまま、一方的に方針を決定していることは、マニフェストに掲げた「地域主権」の実現とは相容れない行為である。

子ども手当の取扱いに関する 4 大臣の合意文書では、平成 23 年度における子ども手当の支給について、平成 23 年度予算編成過程において改めて検討することとされているが、国負担を基本とする旨の記載がある一方で、住民税の控除廃止による増収分の活用についても記載されており、そうした方向で制度設計が進められてしまう懸念がある。

住民税は、地域の実情に応じて実施するサービスにこそ充てられるべきであり、国が決めた施策事業のため、地方の独自財源が一方的に取り上げられることはあってはならない。

政府は、子ども手当について、地方に負担を転嫁することなく全額国費を財源として実現すること。万が一、平成 23 年度以降も地方負担が続くようであれば、地方は負担と事務を返上し、独自に子ども・子育て施策を展開するという選択肢を真剣に検討する覚悟である。

併せて、制度設計に当たっては、実施主体である市町村に大きな事務負担が生じないよう配慮するとともに、支給対象など様々な課題があることから、地方の意見を十分踏まえて検討することを強く求める。

平成 22 年 月 日

内閣総理大臣	菅	直	人	殿
内閣官房長官	仙	由	人	殿
財務大臣	野	佳	彦	殿
総務大臣	片	善	博	殿
厚生労働大臣	細	律	夫	殿
内閣府特命担当大臣	国家戦略担当	玄	光一郎	殿

### 九都県市首脳会議

座長	東京都知事	石	原	慎太郎
	埼玉県知事	上	田	清 司
	千葉県知事	森	田	健 作
	神奈川県知事	松	沢	成 文子
	横浜市長	林		文 子
	川崎市長	阿	部	孝 夫
	千葉市長	熊	谷	俊 人
	さいたま市長	清	水	勇 人
	相模原市長	加	山	俊 夫